

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年3月22日

四日市市長 田中俊行

#### 四日市市規則第8号

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
市議会議長	市議会議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 この規則による特定事業主行動計画の策定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

（総務部人事課）